

第2次 はんのうふくしの森プラン

新たなつながりと支え合いが育む

ふだんのくらしのしあわせ

平成26年3月

飯能市／社会福祉法人飯能市社会福祉協議会

新たなつながりと支え合いが育む ふだんのくらしのしあわせ

「市民が決めて、市民が動かす 市民経営の市政」。これが私の目指す市政運営の姿であります。第2次はんのうふくしの森プランの策定に1,000人以上の市民の皆様に関わっていただきましたことは、まさに「市民が決める」ことを実践したものです。私が市長そして社会福祉協議会会長に就任して初めて策定した計画が本計画であることは、大変意義深いことだと感じております。



さて、本市では、平成21年6月に第1次はんのうふくしの森プランを策定し、市民、市、社会福祉協議会の協働により、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。この間、コミュニティソーシャルワーカーの配置、住民が主体となって地域福祉を推進する組織の設立、市民後見人の育成、災害時要援護者リストの作成など、大きな成果があげられました。

しかし、一方では、少子高齢化や核家族化がさらに進行し、孤立死や無縁社会が社会問題となり、東日本大震災の発生などにより、改めて“地域住民のつながり”や“地域での支え合い”といった“人と人との絆”が注目されてまいりました。

このような社会背景や新たなニーズに的確に対応するため、この度、第1次プランを見直し、本市の地域福祉を一層推進するため、第2次はんのうふくしの森プランを策定いたしました。

本計画は、基本理念を「新たなつながりと支え合いが育む ふだんのくらしのしあわせ」と定め、日々の生活における人と人とのつながりを大切にしながら、地域における支え合いを育み、誰もが安心して暮らせる、ふだんのくらしのしあわせを感じることができる地域づくりを進めてまいります。

今後、本計画の実現に鋭意努めてまいりますので、市民の皆様には、一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

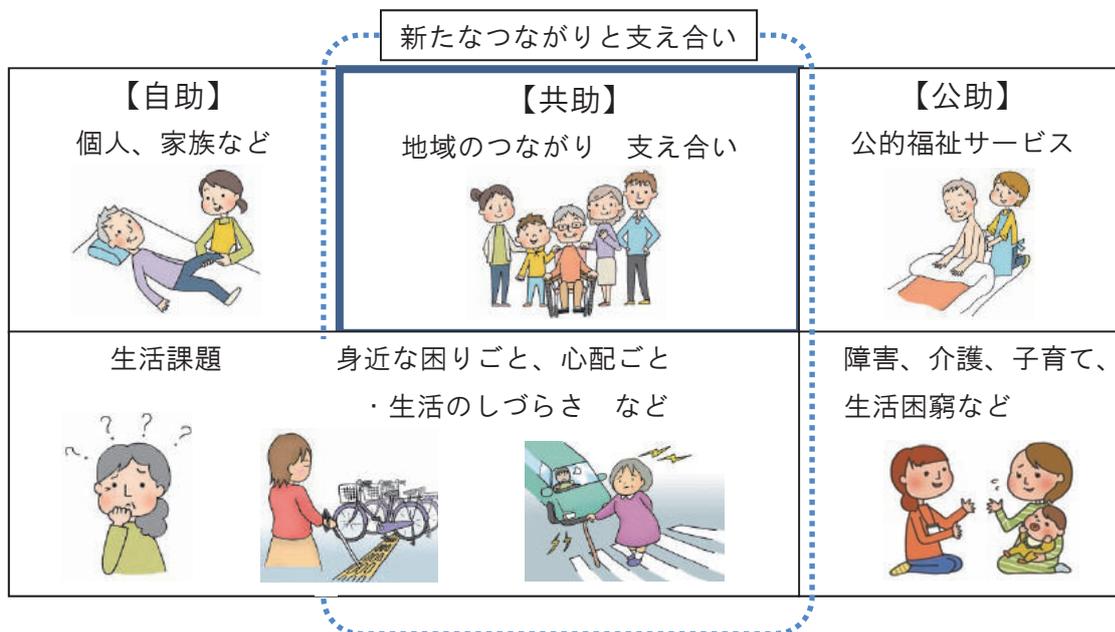
平成26年3月

飯能市長・社会福祉法人飯能市社会福祉協議会会長

大又保勝

1 地域福祉とは

従来の「福祉」は、行政が高齢者、障害者、子どもなど“特定の人”に福祉サービスを提供するものであるという考えでした。しかし、私たちの暮らしている地域には“特定の人”以外にも支援を必要としている人はたくさんいます。そして日常生活の中で、ちょっとした手助けや支え合いのサービスを提供することで、生活課題を解決できる人もたくさんいるのです。



つまり、行政だけがその生活課題を解決できるのではなく、地域に住む人同士の支え合いが必要となっています。

個人、家族の力で解決する（自助）、隣近所やボランティアなどの地域の支え合いの力で解決する（共助）、行政が福祉サービスを提供することにより解決する（公助）が、バランスよく地域にあるとともに、市民が主役となって「地域の支え合いの力（共助）」を大きく育て、市、社会福祉協議会と協働の上、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちをつくっていくことが地域福祉であるといえます。

2 計画の期間

本計画の期間は、平成 26 年度から平成 30 年度までの5年間とします。



平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
第1次はんのうふくしの森プラン					第2次はんのうふくしの森プラン				

3 計画の愛称

平成 21 年度に策定した「飯能市地域福祉計画・第2次飯能市地域福祉活動計画」は、その愛称を「はんのうふくしの森プラン」としました。この愛称は、飯能市を“ふくしの森”に例えて、森に住む動物や植物のように、人と人、人と環境（社会資源）とが豊かに関わり支え合うことで、誰もが安心して幸せに暮らせる“ふくしの森”をつくっていこうという願いから生まれたものです。

第2次プランは、飯能市の地域福祉をより一層推進するため、第1次プランを発展的に継承することから、愛称についても第1次プランを継承し、「第2次はんのうふくしの森プラン」と定めます。

4 圏域の設定

地域福祉を進めていくためには、市全体で取り組むこと、地区で取り組むこと、市民が暮らす身近な地域で取り組むことなど、それぞれのエリアにおいて効果的な活動に取り組むことが必要です。そのために、本計画では3種類の圏域設定を行い、それぞれの圏域に応じた取組を進めます。

【大圏域】 ～飯能市全域

【中圏域】 ～飯能、精明、加治、南高麗、吾野、東吾野、原市場、名栗の8地区を基本に、地区の実状に合わせた活動の範囲

【小圏域】 ～自治会など



5 計画の基本理念と基本目標

新たなつながりと支え合いが育む ふだんのくらしのしあわせ

基本目標 1 知 お互いを知り合う・分かり合う機会をつくろう

人と人がつながり、支え合い、助け合うためには、お互いを理解し合うことが必要です。あいさつ運動や福祉教育、情報の発信などを通して、お互いが知り合い分かり合う機会をつくります。

基本目標 2 交 暮らしやすい移動・交通の仕組みをつくろう

地域の中で交流を深めたり、外出を支援するためには、移動交通手段の確保が必要です。地区の実状に合った住民相互の助け合いにより、暮らしやすい移動・交通の仕組みをつくります。

基本目標 3 支 支え合いの仕組みをつくろう

地域における様々な問題を地域の中で解決していくためには、支える人、組織、活動する場所などが必要です。地域福祉推進組織の設立や活動の充実、居場所づくり、身近な相談相手の確保などを通して、支え合いの仕組みをつくります。

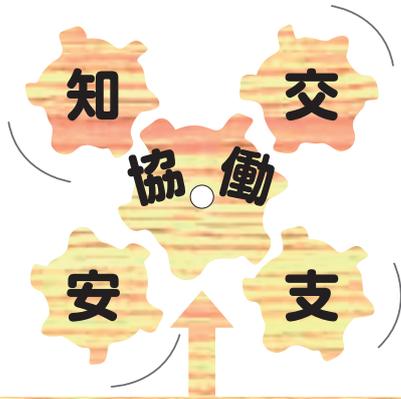
基本目標 4 安 安心して暮らせる仕組みをつくろう

多くの人々が日頃の暮らしや将来に対して不安を感じており、その解決のためには適切な相談体制の構築と対応が必要です。権利擁護の推進、充実した相談・支援体制の整備、防災・防犯の地域づくりなどを通して、安心して暮らせる仕組みをつくります。



第2次プランにおける【協働】の考え方

市民、市、社会福祉協議会が、第2次プランにおけるそれぞれの役割を果たすとともに、地域福祉を進める主体としてお互いに認め合い、対等な関係（パートナーシップ）により連携、協力し、第2次プランの実現に向けて取り組みます。



CSW（コミュニティソーシャルワーカー）とは

CSWは、地区（中圏域）において様々な生活課題を抱え、支援を必要とする人に対して、地域とのつながりや人間関係など、本人を取り巻く生活環境を重視した相談援助を行うための知識と技術を有した生活・福祉の専門相談員です。

本市では、社会福祉協議会が地区の拠点にCSWを配置しています。

計画の核（ポイント）

- ①活動・交流の拠点の確保
- ②CSWの配置と資質向上
- ③人材の育成と確保

6 計画の核（ポイント）

ポイント1 活動・交流の拠点の確保

公共施設の活用を中心に地区の実状に合わせた地域福祉活動の拠点を確保し、地域福祉推進組織をはじめとした市民主体による地域福祉活動を支援します。

ポイント2 CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の配置と資質向上

社会福祉協議会職員をCSWとして各地区へ計画的に配置するとともに、各地区行政センター（公民館）との連携を図り、地域福祉の推進に努めます。また、配置したCSWが地区において質の高いコミュニティソーシャルワークを実践できるよう、CSWの資質向上に努めます。

ポイント3 人材の育成と確保

地域福祉活動をさらに充実し、継続性を確保するため、地域福祉活動を担う人材の育成と確保に積極的に取り組むとともに、それらの活動を調整するリーダーを発掘し、育成します。

基本目標 1 知 お互いを知り合う・分かり合う機会をつくろう

知-1 あいさつからコミュニティづくりをはじめよう

- 地域住民一人ひとりが地域の仲間であるという気持ちを育むため、“気軽にあいさつが交わされるまち”を目指します。

知-2 “ふくし”を身近なものとして考える機会をつくろう

- 大人も子どもも、様々な交流や体験を通して、“ふくし”の心が醸成されていく地域を目指します。
- 地域で行っているイベントや行事(まつりなど)に積極的に参加し、ふれあいの地域づくりを目指します。
- 地域福祉推進組織をはじめとした多くの団体の地域福祉活動の相互連携や地域住民の参加・利用を促進するため、情報を発信し、さらなる地域福祉の推進を目指します。

知-3 ふくし懇談会を開こう

- 市民、市、社会福祉協議会が地域の生活課題を共有し、その解決方法について話し合ったり、様々な人や団体がつながり合うために、地区別ふくし懇談会を定期的で開催します。また、社会福祉事業所、ボランティア団体、NPO法人とのふくし懇談会についても定期的で開催し、組織や専門分野の垣根を越えた交流の場の実現を目指します。

知-4 情報の受信・発信をしよう

- 地区別ふくし懇談会をはじめ、あらゆる機会を通じて、市民の声や、地域における生活課題の積極的な把握に努め、市と社会福祉協議会が連携し、効果的な広聴・広報を目指します。

基本目標 2 交 暮らしやすい移動・交通の仕組みをつくろう

交-1 助け合いの移動・交通システムを広げよう

- 市民の移動手段が確保されることにより、地域が活性化することを目指します。
- 移送サービスに取り組む団体やボランティアの活動を広く伝えるとともに、活動への参加の呼びかけとボランティアの育成を行い、継続的な活動の実現を目指します。

交-2 誰もが外出しやすい環境をつくろう

- 市民が安心・安全に歩く(移動する)ためには、快適な道路環境の整備と、周囲の人の“こころづかい”が大切です。みんなが歩行者に対してやさしく接することができる地域を目指します。



基本目標3 支 支え合いの仕組みをつくろう

支-1 地区の実状に合った福祉活動を推進しよう

- 地域住民が主体となり、地区の実状に合った支え合いの活動を推進するため、市内全地区において、地域における社会資源、人材が連携した「地域福祉推進組織」の設立を目指します。
- 地域の生活課題に柔軟に対応するため、地域福祉推進組織の活動の充実を図るとともに、活動の担い手の育成と確保を目指します。
- 第2次プランを「協働」により推進するとともに、地域福祉活動をさらに充実していくため、市民、地域、地域福祉推進組織、社会福祉事業所、ボランティア団体、NPO法人、市、社会福祉協議会などの連携・強化を目指します。

支-2 自然に交流が生まれる場をつくろう

- 身近な地域で仲間とふれ合う“居場所づくり”を推進し、地域住民の孤立の防止、社会参加、積極的な交流を目指します。

支-3 身近な支え合いを広げよう

- 日頃からの交流を深め、隣近所がお互いに気軽に相談し合える地域を目指します。
- ひとり暮らしの高齢者や障害者、子育て中の人などの引きこもりや孤立の防止だけでなく、虐待やいじめ、犯罪などから市民を守るために、地域が連携した見守り活動の実施を目指します。

支-4 市民活動支援の仕組みをつくろう

- 市民参画によりボランティアセンター機能の充実を図り、活動の活性化を目指します。
- 募金活動の必要性を理解し、善意の心によって支えられた地域福祉活動の充実を目指します。

支-5 自治会、民生委員児童委員協議会と連携しよう

- 自治会への加入促進と活動の充実を図ることによって、元気で活力のある自治会を目指します。
- 民生委員・児童委員の活動について広く市民に伝えるとともに、市や社会福祉協議会、関係機関などが連携し、民生委員・児童委員活動の充実を目指します。

基本目標4 安 安心して暮らせる仕組みをつくろう

安-1 権利擁護に取り組もう

- 市民が尊厳を持って生活できるような支援の仕組みをつくり、権利擁護に関する市民の理解を深めることによって、お互いに権利を尊重し合える社会を目指します。
- 成年後見制度の担い手である市民後見人を育成し、判断能力が不十分な人を市民の力で支える仕組みの構築を目指します。

安-2 福祉を担う人材を育成しよう

- 福祉の仕事に関する情報の共有化を図るとともに、社会福祉事業所職員の“やりがい”を高める機会をつくり、質の高い人材の育成を目指します。

安-3 相談・支援の体制を整備しよう

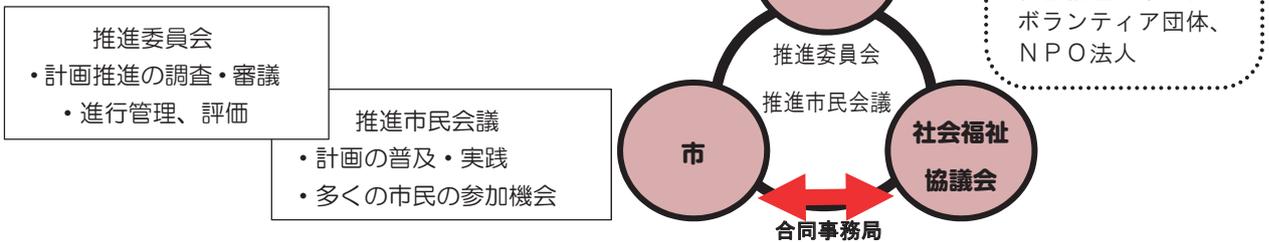
- 悩みや心配ごとがある市民が、身近な場所で相談でき、その解決に向けた支援を受けることができるよう、市、社会福祉協議会、社会福祉事業所、地域などが連携して、総合的な相談・生活支援体制の構築を目指します。

安-4 防災・防犯の地域をつくろう

- 地域の助け合いにより災害時要援護者を支援する体制づくりを進め、安心して暮らせる地域を目指します。
- 市の実施する防犯に対する啓発、自主防犯グループによる防犯活動、民生委員・児童委員などの見守り活動などにより、犯罪を寄せ付けない安全な地域を目指します。

7 計画の推進

市民、市、社会福祉協議会による協働を基本に、推進体制を整え、本計画を推進します。



(1) 市民・市・社会福祉協議会の協働による推進

地域福祉は、まちづくりをはじめとした幅広い視点を取り入れ、推進する必要があるため、市民、地域、地域福祉推進組織、社会福祉事業所、ボランティア団体、NPO法人、市、社会福祉協議会など、すべての人、組織が協働して、第2次はんのうふくしの森プランを推進します。

(2) 第2次はんのうふくしの森プランの推進を調査審議する会（推進委員会）の設置

市民や地域活動団体、社会福祉事業者などで構成する推進委員会を設置し、計画の推進に関して必要な事項を調査、審議するとともに、進行管理、評価などを行います。

(3) 合同事務局の設置

市と社会福祉協議会による合同事務局を設置し、市民、市、社会福祉協議会の協働による計画の効果的な推進を図ります。

第2次飯能市地域福祉計画 第3次飯能市地域福祉活動計画

第2次はんのうふくしの森プラン 概要版

発行年月 平成26年3月

発行 飯能市 社会福祉法人飯能市社会福祉協議会

編集 飯能市福祉部地域福祉課 社会福祉法人飯能市社会福祉協議会地域福祉係

【飯能市福祉部地域福祉課】

【社会福祉法人飯能市社会福祉協議会】

所在地 〒357-8501 埼玉県飯能市大字双柳1番地の1
 電話 042(973)2111(代) ファクス 042(973)2120
 Eメール chifuku@city.hanno.saitama.jp
 ホームページ http://www.city.hanno.saitama.jp/

所在地 〒357-0021 埼玉県飯能市大字双柳 371番地 13
 電話 042(973)0022 ファクス 042(973)8941
 Eメール hannosyakyo@hannosyakyo.or.jp
 ホームページ http://hannosyakyo.or.jp/